平成28年度第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事要旨

日時	平成28年7月4日(月)午後4時から5時30分まで
場所	東大阪市役所 18階 大会議室
出席者	(委員長)関川委員長、
	(委員) 西島委員、松浦委員、松本委員、水口委員
	(事務局) 久保田生活福祉室長、小川指導監査室長、高橋高齢介護室長、
	赤穂福祉企画課長、宮野居宅事業者課長、今野施設課長、巽高齢介護課
	長、福永地域包括ケア推進課長、大西介護保険料課長、早崎給付管理課
	長、米澤介護認定課長、山本健康づくり課長 高齢介護課 片岡総括主
	幹
議事要旨	○ 開会(会議成立の報告、配布資料の確認)
	○議事
	介護予防・日常生活支援総合事業について
	(事務局)
	事前送付した資料「東大阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施
	について (素案)」にそって説明
	[子巳の辛日]
	【委員の意見】
	(委員長)
	市民ボランティアのサービスは無償か。 (事務局)
	(事物内) 国では有償と認めないこともないとしています。補助の対象ではないが
	本人からうけとっても差しさわりございません。
	元気な高齢者にボランティアの担い手になっていただき、互いに元気な
	高齢者となっていくよう、互いに支援しあうような構造にしていきたく
	思っております。
	(委員長)
	要支援のかたがいらっしゃる事業所のデイサービスは収入減となるので
	はないか。
	(事務局)
	単に報酬を下げると収入減となり、事業者も少なくなりますので、単価
	の減とならないよう、例えばサービス時間を少なくしたり、資格研修を
	市が行うなど、事業者が収入減とならないような、報酬の下がり具合に
	みあった施策を検討しております。

(委員長)

事業所のデイサービスをそのまま使用して、通所型サービス A を受け入れるのはいけないのか。

(事務局)

同じ建物の中であっても、両方の基準をみたしていれば認められます。 またスタッフもそれぞれの人員基準を満たす必要がございます。

(委員長)

要支援1及び2の人は東大阪市で1万人ほどいらっしゃる。1年かけて移行するが、行き場のない要支援の人はいないか。

(事務局)

この制度に、より多くの事業者に参画いただくために、事業者のかたへの丁寧な説明が必要と考えております。緩和型の基準に関しては事業者からご意見をきかせていただきたいと考えております。担い手である事業者の意見を聞き、反映し、制度がスムーズにながれるよう考えていく次第です。

(委員)

事業者側も他市の状況情報を入手し、勉強している。

(委員長)

パブリックコメントの前に事業者説明会はしないのか。しないと意見が でないのでは。

(事務局)

事業者連絡協議会の訪問介護部会と通所部会と意見交換をしてまいりました。パブリックコメントの説明につきましては、後日予定をしております。

(委員長)

地域住民や利用者が突然ホームページにパブリックコメントがあること を知ると驚くのではないか。

(委員)

地域のなかでそういった話がでたら、現実にどうすればよいのかを考える。事業者側からの考えではなく、地域住民として今後どうしていけばいいかということを教示してほしい。

(委員長)

要支援の人がこの事業にともない介護保険の制度が利用できなくなると 思っている人が多いと思う。そうではなくサービスを利用できることを 周知していく必要があるのではないか。地域で講習会を開くなど、これ からは専門職の人が知っているというのではなく、広く市民も理解して いく必要があると思う。

(委員)

地域包括支援センターの利用方法をよく理解している人と理解していない人がいまだに多くいる。地域住民がいろいろな制度を知らないことが一番の課題だと思う。そのような施策を説明してくれるような人材が必要。できるかぎり福祉の言葉がわかるよう地域包括支援センター発信で多くの人に伝えていく必要がある。高齢者自身が勉強しなければならない時代だとおもう。

(委員長)

本日の市からの説明で市民はこの制度を理解していただけるだろうか。 (委員)

サービス利用者も、早く今回の事業の内容を知りたがっている。ケアマネージャーは地域包括センターを通じて申請をしないといけないのか。 申請の方法を教えてほしい。

(事務局)

介護保険の認定は時間がかかるので、要支援とおおよそ予測できる人は 包括センターでチェックリストを行っていただくという方法も可能かと おもいます。しかしあくまでもご本人の希望が優先です。チェックリス トではなく介護認定をうけたいという人は市へ申請となります。

(委員長)

どのような支援があれば市民は安心するか。サービス提供場所として公 民館は利用できないのか。

(委員)

公民館は地域住民が使用することを目的としているので、それ専用に看板をたてるなどして、特定的に使用するのは難しいと思う。

(委員長)

事業者はこの報酬で家賃を払えるのか。

(事務局)

このサービスだけに場所を使用すると支払いは難しいかと思います。 たとえばその建物を週1回だけ使用するのではなく、他のサービスや異なった目的で使用し、按分するという方法もあるかと思います。

(委員長)

使用できる社会資源はあるか。たとえば空き家提供は市で行っているのか。

(事務局)

空き家対策等については、建築部が開いている市の空き家対策会議など

で聞いているところでは、空き家の防犯など安全性について議論されているところですが、提供についての議論にはいたっておりません。

(委員長)

何か資本があれば事業所も増えていく可能性もあるのではないか。たと えば施設の地域交流スペースを使用するのはいかがか。環境整備をして さしあげないと、市民ボランティアはそだっていかないのではないか。 多くの人が参加可能な環境を検討していくべきではないかと考える。

(委員)

地域交流として集まっている人々が要介護などに認定された場合、何か 地域でできることや、手助けできるようなことがあればと考えている。

(委員)

今のサロンは介護保険を使用しないような人が利用するサロンを目的としている。難しいことをいうと嫌がる利用者もいるので、他愛もない話、たとえばどこの食事がおいしかったなど、そのようなお話をサロンではしている。この制度ができ、現在のサロンの目的が難しくなってきたと感じている。

(委員)

制度や事業はいろいろな議論があってそだっていくと思う。

(委員)

地域の人も様々な活動を行っている。地域で行っているのは事業としてではないので、なかなか継続していくのが大変だと思う。地域包括支援センターとして支援できればと感じている。各地域包括支援センターはその地域にどのような資源や課題があるのか知っていると思う。まずはそこからとりくんでいくのではないだろうか。

(委員長)

事業への補助はあるか。

(事務局)

本市でも、検討していきたいと考えております。

(委員長)

事業所はどのような方向にうごくと思われるか。

(委員)

多くの事業所はこの制度に何らかの対応をしていくと思う。有資格者と 無資格者の時給の差も気になる。

(事務局)

府の最低賃金も考慮しながら単価を設定してまいります。

(委員)

高齢者雇用のイメージがある。資格がないから賃金が安くなることは一 時だけだと思う。事業所も人材確保を努力していく必要がある。

(委員)

パブリックコメントでは、このような説明で市民から意見はでるのか。 どのようなところが困っているのかという意見はなかなかでにくいよう に思える。

(委員)

この資料ではなく、もう少しわかりやすくしたほうがよいと思う。

(委員長)

パブリックコメント実施の広報はウェブサイトだけか。

(事務局)

市政だよりでウェブサイトにて周知していることは記載する予定です。 高齢者や家族の人もご覧になるとおもいますので、資料については実例 などを載せて、わかりやすくし、より多くの意見をいただけるよう検討 していきます。

(委員長)

論点はどういったところか。

(事務局)

国基準であったところが市基準となります。どのようなところが利用者 にとって良い点であり、また注意する点であるかを示していくところが 論点だと考えております。

(委員)

資料には丁寧にわかりやすい図などいれてはどうか。

(委員)

どうしてこのような制度、またはサービスがつくられたかがわかるような説明があればと思う。制度ができた意図やニーズがわかるような説明をいれてはいかがか。

【まとめ】

(委員長)

パブリックコメントはこの制度を推進していく上で必要な手続きなので、行っていただきたいが、この制度の内容については利用者本人や家族に正しく理解してもらえるような、また協力してもらえるような周知の仕方を地域ごとに地域包括支援センターを活用しながら丁寧にしていただかないと不安は解消されないように思う。最終的には、訪問型サービスB、通所型サービスBに多くの市民が関わっていくことで、本市の

介護保険料の上昇をおさえるためにも、こういったサービスが必要という趣旨をご理解していただくのがポイントになると思う。介護保険料を払っているのだからといって、例えば通所サービスで、お風呂も入りご飯もたべて、きっちり7時間のサービスをうけるのか、サービスは7時間利用しなくても、2~3時間だけで不足を補えるのでサービス利用時間を短縮するといった方法や、介護保険を利用するほどでもないので、サロンを利用するといったことを、利用者も考えていかないといけないと思う。そのような考えのもとでサービスを利用することで、最終的には介護保険料金の上昇を抑えることができる。費用面で様々な方に無理をお願いしている制度となっていると思うが、最終的には高齢者のためになる介護保険制度改革だと感じている。

○ 閉会